

# パース訪問看護ステーション 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）運営規程

## （事業の目的）

第1条 医療法人社団ほたか会が開設するパース訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）の適正な運営をするために人員および管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護等の必要性を主治医に認められた要介護者または要支援者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 パース訪問看護ステーション
- 二 所在地 群馬県利根郡川場村生品1861

## （従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種・員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（看護師と兼務）  
管理者は、ステーション従業者の管理及び指定訪問看護等利用の申し込みに関わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。
- 二 看護師等  
看護師5名（管理者兼務1名、常勤3名、非常勤1名）  
准看護師1名（常勤1名）  
理学療法士3名（常勤1名、常勤兼務2名）  
作業療法士1名（常勤兼務1名）  
看護師等は指定訪問看護等の提供にあたるものとし、准看護師を除き、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。
- 三 事務職員 1名（常勤兼務）  
事務職員は、必要な事務を行う。

## （営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。（祝祭日も営業）  
ただし、1月1日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 一 病状・障害の観察        | 六 ターミナルケア         |
| 二 清拭・洗髪等による清潔の保持  | 七 認知症者の看護         |
| 三 食事および排泄等日常生活の世話 | 八 療養生活や介護方法の指導    |
| 四 褥創の予防・処置        | 九 カテーテル等の管理       |
| 五 リハビリテーション       | 十 その他医師の指示による医療処置 |

(利用料等)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 死後の処置料は10,000円とする。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、渋川市、沼田市、利根郡の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理等)

第11条 ステーションは、提供した指定訪問看護等に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 ステーションは、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施
  - 二 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - 三 その他虐待防止のために必要な措置
- 2 ステーションは、指定訪問看護等の提供中に、看護師等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる

利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第13条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

第15条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
  - 一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二 事業所における感染の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 年3回
- 二 継続研修 年10回

- 2 ステーションは、指定訪問看護等に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成12年8月1日から施行する。

附 則 この規程の一部を改正し、平成16年10月1日から施行する。

第3条(事業所の名称及び所在地)、  
第5条(営業日)、第7条(利用料等)、  
第8条(通常の実業の実施地域)

附 則 この規程の一部を改正し、平成17年4月1日から施行する。

第4条(従業者の員数)

附 則 この規程の一部を改正し、平成17年4月25日から施行する。

第4条(従業者の員数及び職務の内容)

附 則 この規程の一部を改正し、平成17年7月1日から施行する。

第3条(事業所の所在地)

附 則 この規程の一部を改正し、平成17年10月1日から施行する。

第4条(従業者の員数)、第5条(営業日)

附 則 この規程の一部を改正し、平成18年4月1日から施行する。

第4条(従業者の員数及び職務の内容)

附 則 この規程の一部を改正し、平成20年4月1日から施行する。

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)  
第8条(通常の実業の実施地域)

附 則 この規程の一部を改正し、平成20年10月16日から施行する。

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

附 則 この規程の一部を改正し、平成21年4月1日から施行する。

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

附 則 この規程の一部を改正し、平成22年4月1日から施行する。

第4条(従業者の職種、員数及び職務の内容)

附 則 この規程の一部を改正し、平成22年8月1日から施行する。

第5条(ステーションの営業日及び営業時間)

- 附 則 この規程の一部を改正し、平成23年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成24年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成25年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成27年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成27年8月1日から施行する。  
第7条（利用料等）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成28年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成29年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成29年11月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成30年1月1日から施行する。  
第3条（事業所の名称及び所在地）  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成30年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
- 附 則 この規程の一部を改正し、平成31年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）  
第5条（営業日及び営業時間）、第7条（利用料等）
- 附 則 この規程の一部を改正し、令和元年10月1日から施行する。  
第5条（営業日及び営業時間）
- 附 則 この規程の一部を改正し、令和2年4月1日から施行する。  
第1条（事業の目的）、第3条（事業所の名称及び所在地）  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）  
第6条（指定訪問看護等の内容）  
第10条（事故発生時の対応）  
第11条（苦情処理等）  
第12条（虐待防止に関する事項）  
第13条（身体拘束等の原則禁止）  
第14条（個人情報の保護）  
第15条（その他運営についての留意事項）
- 附 則 この規程の一部を改正し、令和3年4月1日から施行する。  
第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

附 則 この規程の一部を改正し、令和4年1月1日から施行する。

第3条（事業所の名称及び所在地）

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

附 則 この規程の一部を改正し、令和5年5月1日から施行する。

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第15条（衛生管理等）

第16条（業務継続計画の策定等）

第17条（その他運営についての留意事項）